

○財務省告示第百二十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年三月二十三日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月二日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百六 回）
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び財政 運営に必要な財源の確保を図る ための公債の発行及び財政投融 資特別会計からの繰入れの特例 に関する法律（平成二十一年法 律第十七号）第二条第一項並び に特別会計に関する法律（平成 十九年法律第二十三号）第四十 六条第一項及び第四十七条 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入
三 振替法の適 用等	
四 発行方法	



六

イ

発

入 価 入 価 ・ 別  
札 格 行 札 格 第 参  
発 競 発 競 II 加  
行 争 額 行 争 非 者

ハ

ロ

特 国  
別 債  
参 市  
加 場  
  
札 非  
発 競  
行 争  
入

条 特 五 国 条 特 十 っ 定 十 で 利 第 別 六 っ 定 に 資 た 運 十 っ 定 う 億 額  
の 別 億 債 の 規 条 特 一 い に 五 三 付 一 会 十 い に 関 特 め 営 五 い に ち 円 面  
規 会 八 に 規 会 億 て 基 万 千 国 項 の に 計 九 て 基 す 別 の に 公 必 八 は づ 財 金  
定 計 千 っ 定 計 八 は づ 円 七 債 の 規 関 三 っ 額 は づ る 会 計 債 要 千 っ ぎ 政 額  
に 関 百 て 基 関 百 額 発 同 三 い に 定 す 千 額 発 律 か の な 七 額 発 法 一  
基 づ す 万 円 額 き る 法 行 律 第 十 五 面 行 第 二 の 行 源 八 十 額 た 条 第 九 兆  
づ き る 法 行 律 第 十 五 面 行 第 二 の 行 源 八 十 額 た 条 第 九 兆  
発 法 行 律 第 十 五 面 行 第 二 の 行 源 八 十 額 た 条 第 九 兆  
行 律 第 十 五 面 行 第 二 の 行 源 八 十 額 た 条 第 九 兆  
し 第 十 五 面 行 第 二 の 行 源 八 十 額 た 条 第 九 兆  
た 四 十 五 面 行 第 二 の 行 源 八 十 額 た 条 第 九 兆  
利 十 五 面 行 第 二 の 行 源 八 十 額 た 条 第 九 兆  
付 七 十 五 面 行 第 二 の 行 源 八 十 額 た 条 第 九 兆



十 十  
三 二

十 十  
ロ イ 一  
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 ` 入 行 争 格 日

(ロ)

の 口 る に  
に 座 も 係 発  
つ に の る 行  
い 記 と 所 時  
て 載 し 得 に  
は 又 て 税 お  
、 は 振 が い  
前 記 替 源 て  
記 録 口 泉 `、  
(一) さ 座 徴 そ  
の れ 簿 収 の  
算 る 中 さ 利  
式 も の れ 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{14}{100} \times \frac{3}{365}}$$

(一) 年

む 十 式 は 一  
も 号 に ` 募 ・  
の に よ 払 入 四  
と 規 り 込 決 パ  
す 定 算 金 定 ` セ  
る す 出 額 の ン  
。 る し に 通 ト  
期 た 加 知  
日 金 え を  
に 額 ` 受  
払 を 次 け  
い 第 の た  
込 二 算 者

銭 額 以 額 平 ず  
面 上 面 成 る  
金 の 金 二 。  
額 そ 額 十  
百 れ 百 二 年  
円 ぞ 円 三 月  
に れ に 三 月  
つ の つ 二 月  
き 応 き 十 三  
百 募 百 日  
円 価 円 六  
六 格 六 十  
十 二 銭

